

第2版はしがき

今回の改訂においては、初版刊行後の新たな立法や裁判例の展開を取り込んでいる。これに加えて、学生にとっての読みやすさ、分かりやすさをより一層追求するために記述全体を見直している。

本書は、「大学大衆化時代における、教科書に徹した教科書」を基本コンセプトとし、行政法を初めて学ぶ学生を念頭に基礎に重点を置いた教科書をめざして発刊されたものである。このような方針の下、増刷に際して最低限の補正をしてきたが、2014年6月に行政不服審査法関連三法が成立し、これを機会に改訂することとした。

このため、第14章行政不服申立てを中心として、行政不服審査法の全面改正を受けて記述を大幅に見直している。また、同法改正に伴う行政手続法の改正も取り込んでいる。このほか、地方自治法の改正やいわゆるマイナンバー法・特定秘密保護法の制定などに関連して記述を改めている。

改訂にあたっては、小橋昇先生と前津榮健先生に本書全体について点検作業をしていただいた。両氏の適切な助言に感謝する。また、今回も法律文化社の野田三納子さんの丁寧かつ適切な編集作業により、多くの点で本書の改善を図ることができた。ここに記して感謝の意を表したい。

2015年9月

執筆者を代表して

藤 卷 秀 夫

はしがき

行政法の優れた体系書や教科書は少なくない。にもかかわらず、あえて本書を世に出すのはなぜか。

優れた教科書は、長年の研究に裏打ちされ奥行きが深く、我われ教員が読んでも、そのつど新しい発見があり、あるいは示唆されるところがあり、益するところが大きい。行政法のゼミに参加する学生諸君には、そのような教科書に正面から取り組んで欲しいが、多くの学生にとっては、決してとっつきやすいものではない。

本書は、大学大衆化の時代（大学進学率が50パーセントを超えるとユニバーサル段階と表現される。日本では、2009年に4年制大学への進学率が50パーセントを超えた）において、行政法を初めて学ぶ学生を念頭に、基礎に重点を置いた教科書として企画した。すなわち、

- 1) 本書が主として対象とするのは、大学の法学部や経済学部の専門科目として行政法を学ぶが、特に行政法が得意であるとか好きというわけではない普通の学生である。
- 2) 従来の教科書は、概して学生に習得して欲しいマキシムを盛り込んだものである。多くの学生にとって予習をするのにもすれば難解であり、期末試験の際、教科書を読んで準備する意欲を失わせるくらいがあった。本書では、学生が習得すべきミニマムの水準を維持することにした。
- 3) そのため、行政法の全分野を網羅しつつも300頁の分量に納めることにした。行政法のいわゆる総論、作用法、救済法はもとより、行政法各論のうち、特に重要な公務員法、警察法、公物法を取り込んだ。これらの分野は、公務員試験に出題される分野である。本書はこれ1冊で公務員試験、行政書士試験の範囲をカバーし、行政法の8単位ないし12単位の教科書として対応可能となった。

- 4) 叙述は平易明快を心がけ、内容的にはいたずらに学説や判例の羅列にならないようにした。判決文は、しばしば読みづらいが、本書では、適切に要約し、あるいは箇条書きにするなど分かりやすさを旨とした。また、図表化することにより、視覚面からの理解をうながした。
- 5) 各節の冒頭に、「本節のポイント」を置き、自習する際の道しるべとした。各節の末尾の「さらに調べてみよう」は、本書で直接言及はしていないが望むらくはマスターして欲しいテーマを示し、自主的学習を期待した。教室で教科書として使用する場合は、「本節のポイント」は、講義最初にその時間の課題意識を明確にさせることを狙いとし、「さらに調べてみよう」では、本文との関係を示しながら、学生に考えさせる手がかりにすることを狙いとした。

本書を企画するに際して、著者一同は数回の編集会議を持ち、「大学大衆化時代における、教科書に徹した教科書」作りを話しあった。しかし、近年の大学教師の多忙さのなかでの執筆であり、どの程度目標を達成できたか、今後検証することになる。

本書の公刊にあたっては、法律文化社の野田三納子さんの極めて丁寧な御助力があった。記して感謝の意を表したい。

2010年10月

執筆者を代表して

仲地 博